

平成30年3月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-1-10-205
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744
e-mail：info@e-606.net

どう変わる？平成30年度以降の 「キャリアアップ助成金」

◆「キャリアアップ助成金」とは？

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化や人材育成等の取組みを実施した事業主に対して助成される制度ですが、平成30年度から改正が行われる予定です。

◆改正内容は？

【正社員化コース】（拡充・支給要件の追加）

有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転換等について助成するものです。改正により、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数を15人から20人に拡充します。

また、支給要件に、①正規雇用等へ転換した際、転換前の6カ月と転換後の6カ月の賃金総額を比較して、5%以上増額していること、②有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること、が追加されます。

【人材育成コース】（整理統合）

有期契約労働者等に対して職業訓練を行う事業主に対して助成するものでしたが、改正により、人材開発支援助成金に統合されます。

【賃金規定等共通化コース】（新規加算措置）

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成するものです。①事業所当たり57万円（生産性要件を満たした場合72万円）助成されますが、新たに加算措置が設けられます。

【諸手当制度共通化コース】（新規加算措置）

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に、1事業所当たり38万円（生産性要件を満たした場合48万

円）が助成するものですが、新たに加算措置が設けられます。

◆予算成立等が前提

上記の改正は、平成30年度予算の成立および雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。

労働損失は“うつ”より大きい！ 「腰痛対策」について考えてみよう

◆「腰痛・首の痛み」は最も労働損失を生じさせる

腰痛・肩こりを訴える方は多く、国民の訴える愁訴の1・2位を占めると言われています。「たかが…」と甘く考えてはいけません。慢性疾患による労働損失調査によると、世代を問わず最も就労に影響を与えるのが腰痛・首の痛みであり、特に30代では約3割もの人が、業務に差障りがあると回答しています。

また、腰痛・首の痛みが生じさせる労働損失は、うつ・不安・意欲障害よりも大きいと試算されていますので、職場としても対策を行い、腰痛を減らしていくことが重要です。

◆朝・昼2回のストレッチが効果的

腰痛で多い「ギックリ腰」や「椎間板ヘルニア」を防ぐためには、崩れた筋肉骨格のバランスを正すことが大切です。

ギックリ腰の発生は9～11時台、昼休憩後の14～15時台に多いというデータがあります。その時間帯の前、例えば朝（始業時）と昼休憩時に、腰を反らすといった簡単なストレッチを行って体のバランスを整えるだけでも効果があります。

とはいえ、職場でのストレッチは周囲の目が気になるという声もあります。個人に対策を求めるのではなく、部署単位でストレッチの重要性を理解し実践することで、仕事の合間にストレッチがしやすくなり腰痛の発生件数が減ったという例もありますので、参考にしてみたいかがででしょうか。

◆早期の職場復帰が有効

腰痛が起こった場合に、整形外科や産業医学では休養を勧めることが多いようです。しかし、近時は、安易に休むのではなく、少しでも動けるようになったら、軽作業からであってもできるだけ早期に職場復帰することが大事だと言われるようになってきました。

「また痛くなるのでは」との不安や恐怖心が予後を悪くするとも言われます。できる範囲で働いてもらうことで、治療の面でも大きな効果があると言えます。

3月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

12日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
【郵便局または銀行】

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>【労働基準監督署】

15日

○個人の青色申告承認申請書の提出
<新規適用のもの>【税務署】

○個人の道府県民税および市町村民税の申告
【市区町村】

○個人事業税の申告【税務署】

○個人事業所税の申告【都・市】

○贈与税の申告期限<昨年度分>【税務署】

○所得税の確定申告期限【税務署】

○確定申告税額の延納の届出書の提出【税務署】

○国外財産調書の提出【税務署】

○総収入金額報告書の提出【税務署】

4月2日

○健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】

○健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

【公共職業安定所】

○個人事業者の消費税の確定申告期限【税務署】